3省で鼓鐵 特篡

箱根で子育て・みんなで子育で

町では子育て世帯を応援するためさまざまなことに取組んでい ます。今回の広報はこね5月号では、箱根町で取り組んでいる子 育て支援の取り組みを紹介します。

> 照会先 子育て支援課 ☎85-9595 **☎**85−7600 学校教育課

> > 福祉課 **☎**85 − 7790

参加と共感による新たな子育て環境 『子育てシェアタウン推進事業』

子育て中の保護者や、子育てに協力してくれ る方などが、相互につながれたり、頼りあえた りできる豊かな子育て環境「子育てシェアタウ ン の構築を目指す新規事業を令和4年度から 実施します。

さまざまな交流イベント の開催や、専用アプリの提 供などを予定しています。

詳細は決まり次第お知ら せします。



利用しやすくなりました 『放課後児童クラブの運営を拡充』

働きながら安心して子育てができるよう、放 課後児童クラブの開所日と開所時間を拡充しま した。

①開所日の増加

土曜日を通年で開所します。

※年末年始等は除く。

②開所時間の延長

開所時間を18時30分まで(30分延長)としま す。

※18時以降の利用には延長料金が必要

17 配 時 **布**日時

5月20日金9時

ジしてみませんか

布しますので、

ぜひチャ

別荘などの所在地)

を記入し

(家屋敷をお持ちの方は

ていただきます。

箱根湿生花園

簡単な育て方マニュアルも配

を無料で配布します

利用方法

窓口で、

お名前と

ください

ます。

ぜひこの機会にお越し

を無料で観覧することができ

箱根湿生花園

でに電話で予約してください 申込方法 「コケ玉づくり」のみ参加

インテリアとしても楽しめ 員 10人 (申込順) 14時30分~15時30分 15時30分 15時30分 15時30分 各開催日の前日ま お好きなお皿や鉢 室内で育てなが 5

> て暑さ対策に取り組みません ご希望の方にゴ ij ンカー ヤの苗の無料配布 ンカーテンを設置し ヤの苗

> > 方も含む)

民の方(家屋敷をお持ちの5月20日金から22日印の間)

テンで暑さ対策

②楽習教室「コケ玉づくり」

します。

ころんと丸いコケ玉はとて

使用できるコー

ヒーチケッ

加者には道の駅「箱根峠」

教室に参加します。

、ます。

終了後は、

②の楽習 なお、

ラックス効果を体感してもら

すらぎの森を森林セラピー

ドと一緒に歩きながらリ

認められ、

森林セラピ

照会先

森の

ふれあ

林浴効果があると実証的に

箱根やすらぎの森の

園路は

持ち物

エプロ

ンまたは汚れ

② の み

もよ

に認定されて

その 口

無料観覧日のお知らせ箱根湿生花園の町民等

協 さ 話 申 定 事 対 場 い ま 力 。た 込 員 所 象 所 同 組 合 力 ら寄贈されたものです。) ゔ゙゙ヿ゙ は直接申し込んでくだ5月9日仴から、電 環境課 かなが **8** 5 ヤ \dot{o} わ

0

苗は農協か 西湘農業協

町内在住の岩環境課窓口 先着20世帯・ 方および

プチ体験とコケ玉づくり 森林セラピー

ら参加している方を優先しま

森林セラピープチ体験か

森林セラピー

参加は5

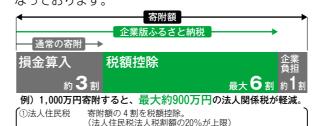
企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集について

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、地方創生の取組を加速化させるため、地方公共団体が行う国が認 定した地方創生プロジェクト(地域再生計画)に対して、企業のみなさまが寄附を行った場合に、法人関係税から 税額控除する仕組みです。これにより、損金算入による軽減効果と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減され、実 質的な企業の負担が寄附額の約1割まで圧縮されることに加えて、社会貢献による企業PRにつながるものです。

対象となる寄附要件

- ①寄附額が10万円以上であること
- ②本社(地方税法における「主たる事務所又は事業 所」) が箱根町に所在しないこと
- ③寄附の代償として経済的利益を伴わないものである

※税額控除の特例措置については、令和6年度までと なっております。



2)法人税

(法人住民税法人税割額の20%が上限) 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。 ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限) 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

①箱根町への新しいひとの流れをつくる事業 ②結婚・出産・子育ての切れ目のない支援事業 ③活力と魅力あふれるまちづくりを進める事業 ④町内で安心して働けるようにする事業

企業版ふるさと納税寄附の手続き

所定の寄附申出書を町に提出してください(町ホー ムページからダウンロードできます。)。その後、A町 の納付書による指定金融機関への納付又は®町指定□ 座への振込による納付のどちらかの方法により納付し ます(®は手数料をご負担いただきます。)。納付確認 後に寄附を行った企業に対して受領証を交付します。 ※受領証は税額控除の手続の際に必要になりますので、 大切に保管してください。

照会先 企画課 ☎85-9560